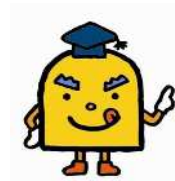


～保育所等入園のご案内～

◆ もくじ ◆



保育所へ入園申込みのご案内

1. 保育所等とは	P. 1
2. 入園できる条件とは	P. 1
3. 申込み方法および提出書類について	P. 1
4. 『教育・保育給付認定申請』について	P. 5
5. 入園申込みに関する注意事項	P. 5
6. 障がい・医療的ケアのある児童の入園について	P. 5
7. 入園期間について	P. 5
8. 入園の決定について	P. 6
9. 面接について	P. 6
10. 保育料・給食費について	P. 6
11. 申込み後に変更があった場合について	P. 9
12. 入園後の注意事項	P. 9
○ 高浜市保育標準時間・短時間保育料月額表	P. 12
○ 高浜市保育所給食費（主食費・副食費）徴収表	P. 13
○ 自営業を証明する添付書類	P. 15
○ 高浜市内保育所等のご案内	P. 16
○ 高浜市保育所等・幼稚園所在地図	P. 17
○ 一時的保育事業案内	P. 18
○ 休日保育について	P. 19
○ 『教育・保育給付認定申請』のお知らせ	P. 20
○ 公立幼稚園就労等預かり保育のご案内	P. 22
○ こども誰でも通園制度のご案内	P. 23
○ 病後児保育について	P. 24
○ 高浜市内 支援センターのご紹介	P. 26
○ 高浜市子育て支援ネットワーク	P. 27

令和9年度児童年齢表

0歳児	令和8年4月2日生～令和9年4月1日生 2026. 4. 2～2027. 4. 1
1歳児	令和7年4月2日生～令和8年4月1日生 2025. 4. 2～2026. 4. 1
2歳児	令和6年4月2日生～令和7年4月1日生 2024. 4. 2～2025. 4. 1
3歳児	令和5年4月2日生～令和6年4月1日生 2023. 4. 2～2024. 4. 1
4歳児	令和4年4月2日生～令和5年4月1日生 2022. 4. 2～2023. 4. 1
5歳児	令和3年4月2日生～令和4年4月1日生 2021. 4. 2～2022. 4. 1

保育所等へ入園申込みのご案内

1. 保育所等 { 保育園・認定こども園（保育園機能）・家庭的保育・小規模保育 } とは

保護者（父及び母等子を監護する者）が仕事や病気などのため家庭内で保育することができない就学前児童を、保護者にかわって保育をすることを目的とする児童福祉施設です。このため、「集団生活に慣れるため」「社会生活を身に付けるため」などという理由では入園できません。

2. 入園できる条件とは

児童の保護者全員が次のいずれかにあり、その児童を保育できないと認められた場合です。

【保育を必要とする事由】

- ◆ 会社勤めなどで、居宅外で労働をしている
- ◆ 内職、自営業などで、居宅内でその児童と離れて日常の家事以外の労働をしている
- ◆ 母親が妊娠中であるか、または出産後間がない
- ◆ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体障がいがある
- ◆ 同居の病人や障がい者を常時介護又は看護している
- ◆ 火災など、災害の復旧にあっている
- ◆ 求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている
- ◆ 就労のための就学をしている。又は、職業訓練を受けている
- ◆ 虐待やDVの恐れがあること
- ◆ 育児休業 ※在園児のみ。

- * 別紙「令和9年4月高浜市指数判定基準」に記載されている「保育を必要とする事由」の要件です。
- * 外国人の方は、日本での在留資格があり在留期間内であること、かつ就労資格を有している必要があります。
- * 高浜市内の保育所等のご案内がP16.P17.にあります。詳細はそちらをご覧ください。

3. 申込み方法および提出書類について

申込み期間 : **令和8年9月1日（火）から9月30日（水）まで**

4月入園希望者の申込み方法

5月以降の入園希望者の申込み方法

① オンライン申込み

令和8年9月1日（火）8時30分～
9月30日（水）16時00分まで

② 窓口にて申込み（高浜市役所会議棟）

令和8年9月25日（金）～9月30日（水）
9時00分～16時00分まで

◆①、②いずれかで申込みしてください

窓口で申込み（いきいき広場こども育成グループ）

受付時間：

令和8年9月25日（金）より申込開始
9時00分～16時00分まで

※申込受付開始日より随時受付。（土日祝除く）

4月入園希望はオンラインで入園申込みができるよ！



◆下記の表の通りに書類の提出をお願いします。

全員提出していただく書類		
	書類名	注意
オンライン申込みにて作成・提出※1	① 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書	別紙の記入例を参考に間違いや漏れのないようにお願いします。
	② 保育園入園申込書	別紙の記入例を参考に間違いや漏れのないようにお願いします。
	③ 「保育を必要とする証明書」及び根拠となる書類 ※ <u>父母ともに提出が必須</u> ※P4の表をご確認ください	○児童の保護者の「保育を必要とする証明書」を添付してください。 事由、区分ごとに定められた書類を添付してください。 ○求職活動中の方については申込時に提出する書類はありませんが、入園後2か月以内に就労証明書を提出していただきます。 ※書類の提出は、父母ともに必要です（※入園後の現況届でも保護者それぞれの書類が必要です）。なお、保育を必要とする事由（P1の2）は <u>保護者すべてに必要</u> です。
入園面接時に提出※1	④ 教育・保育給付認定及び特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用に関する確認同意書	内容を確認後、チェック及び署名の上ご提出ください。
	⑤ 入園申込児童調査表	お子さんの家庭での様子を把握する資料とさせていただきます。
対象の方が提出していただく書類		
入園申込時に提出※1	⑥ 令和8年度（令和7年分）市町村民税課税証明書（保育所入園用）または令和7年分の給与証明書	入園申込み時点で高浜市以外に住民登録をしている方（未転入者・単身赴任など） 「令和8年度（令和7年分）市町村民税課税証明書」を提出してください。 令和8年1月1日時点で海外赴任されている方 「令和7年分の給与証明書」を提出してください。
	⑦ 高浜市へ転入される方全員の住民票	申込書提出時に住民票が他市町村にある方（全員） は提出をお願いします。 *高浜市の住所地が確定していない場合は、申込みができません。 *入園日の前日までに高浜市に児童・保護者が転入していることが必須です。
	⑧ ひとり親家庭状況申告書	ひとり親世帯の方 は提出をお願いします。 *申告書に記載のある必要書類の提出がない場合は、指数判定における加点及び保育料または給食費の減免が受けられません。

※1 期間外申込み・5月以降入園申込みの書類提出方法はP3を確認してください。

※①～⑦はP2の書類名

4月入園希望者の申込み～面接までのながれ **先着順ではありません**

オンライン申込みの場合

窓口で申込みをする場合

申込時の提出書類の準備

③（就労証明書など）、⑥、⑦は準備に時間がかかります！

早めの準備をお願いします。 ※③、⑥（給与証明書）、⑧の様式はHPからダウンロード可能

オンライン申込み手続きにより①、②が作成され、③、⑥、⑦、⑧を添付いただくことで提出されます。

申込書を受け取り記入後、9/25～9/30に提出してください。
※提出先は高浜市役所会議棟



期間内ならいつでもどこでも申込できるよ

申込書はこども育成グループ窓口で配布しています。



書類選考 詳細は「入園の決定について（P6）」、別紙「令和9年4月高浜市指数判定基準」を参照
△③、⑥、⑦、⑧を申込時に提出してください。申込時に提出できない場合は、必ず**10月7日(水)までにこども育成グループへ**提出してください。提出期間内に③を提出できなかった場合、入園を選定する際の指数には反映しませんのでご注意ください。

面接日時の案内郵送

④・⑤の様式を同封しますので、面接時に書類を提出してください。 ※10月23日ごろ郵送します。
△10月30日までに届かない場合、必ずこども育成グループまでご連絡ください。

内定園にて面接（転園児童も含む）

※家庭的保育・小規模保育所はいきいき広場にて面接を行います。

④・⑤を面接時に提出してください。 ※面接後のながれは面接時にご案内します

※受付期間に提出できなかった場合は、今回の期間内に申込みのあった方々の入園が内定してからの入園調整になりますので、ご注意ください。

期間外申込み・5月以降の入園希望者の申込み～面接までのながれ

入園申込書を受け取り、必要事項を記入、提出対象となる必要書類①～⑤、（該当者は⑥（入園時点で高浜市外に住民登録をしている方）、⑦、⑧）を全て揃えた上、提出してください。 ※申込書の配布・提出先はこども育成グループのみ

※選考方法は申込順かつ入所希望月の早い順です。別紙「令和9年4月高浜市指数判定基準」による選考ではありません。ただし、別紙「令和9年4月高浜市指数判定基準」の（1）7及び（2）1に区分される児童は申込順にかかわらず優先入園となります。

入園案内できる月の前月中旬に、電話にてご連絡します。

【注意】

- ・配布した封筒に必要書類を入れて提出してください。
- ・封筒に貼ってある用紙に氏名、住所等ご記入ください。（年齢は令和9年4月1日の満年齢）

「保育を必要とする証明書」及び根拠となる書類一覧

就労証明書、疾病・看（介）護申請書は

「様式ダウンロード（こども育成グループ）」よりダウンロードできます。



下記、父と母の保育を必要とする証明書を提出してください。

保護者の状況		時間・期間等の条件	提出書類
就労	外勤	月60時間以上の就労が必要 ※休憩時間を除く 令和9年4月から就労予定の方や育休明けで勤務地等が決まっていない場合は、見込みでの提出可	就労証明書 ※保育士・幼稚園教諭・保育教諭の場合、資格写し
	自営※1 (P15参照)	(※1) 自営業とは保護者や祖父母が「法人格のない事業主である」または「事業主が親族である法人格のない会社等で働く」場合を指します。 (※2) 「自営業を証明する添付書類」P15を参照してください。 (※3) 育休からの復職の場合、入園月に復帰することが必須です。復帰していない場合は、保育を必要とする要件がないので退園となります。	就労証明書および 就労状況がわかる書類(※2)
	内職	(※3) 育休からの復職の場合、入園月に復帰することが必須です。復帰していない場合は、保育を必要とする要件がないので退園となります。	就労証明書
妊娠・出産		<在園可能期間> 出産予定日2ヶ月前の月初日から出産日の2ヶ月後の月末日	母子手帳の写し (氏名と出産予定日のわかるもの)
育児休業(在園児)		育児休業で在園するには条件があります。P10参照 ※育児休業要件での新規入園はできません	就労証明書
疾病・障がい	入院・常時 臥床	保護者が病気もしくは負傷し、又は心身に障がいがある場合 もしくは以下の障がい者手帳があり、保育ができない場合	疾病・看（介）護申立書 および、 医師の診断書 (もしくは各手帳の写し)
	通院	・身体障害者手帳 ・精神障害保健福祉手帳	
	精神疾患	・療育手帳 ・精神障害者医療受給	
看護・介護		恒常的(月60時間以上)に看護・介護が必要と認められる場合	疾病・看（介）護申立書 および、医師の診断書
災害等			
求職活動	求職活動	認定開始月から翌月末日までに就労証明書を提出すること 就職先が決まりましたら、速やかに就労証明書を在籍園に提出してください	なし
	起業準備	入園後3ヶ月以内に要件を満たす就労でない場合、退園 ※起業準備が終わりましたら速やかに就労証明書と添付書類(※2)を提出してください	起業準備活動であることを 証明できる書類(事業計画書 など)
就学		就学時間、週20時間以上であることが必要 ※休憩時間、移動時間は時間数には含みません	在学(入学)証明書 および、カリキュラムの写し
職業訓練		訓練時間 週20時間以上であることが必要 ※休憩時間、移動時間は時間数には含みません	受講証明書 および、カリキュラムの写し

※内職、妊娠・出産、疾病・障がい、看護・介護、求職活動、育児休業の方は、原則平日8:30~16:00の利用をお願いします。

※上記の条件は保育所の開所時間を原則とします。

※要件がない場合、退園となります。

4. 『教育・保育給付認定申請』について

保育所等（保育園や認定こども園など）を利用するためには、「支給認定」を受ける必要があります。詳細はP20、P21の『教育・保育給付認定申請』のお知らせをご覧ください。

5. 入園申込みに関する注意事項

他の園との併願について

保育所等（保育園・認定こども園（保育園機能）・家庭的保育・小規模保育）と、公立幼稚園・認定こども園（幼稚園機能）を併願することはできません。

0歳児の申込み・受付について

入園予約制度は行っていませんので、4月入園希望者のみ入園決定の対象とします。5月以降の入園希望（育児休業復帰による）の受付は行いますが、4月の入園状況によっては、入園できず待機になる場合があります。育児休業期間を検討してください。

* 0歳児の入園については、生後6か月を経過した翌月からの入園となります。

* 申込みについては、出生届を提出後より受付をします。

就労予定及び求職活動中の方へ

申込書提出時に、就労予定または求職活動中の方については、入園後速やかに就労し、2か月以内に就労証明書を提出してください。

延長保育について

午前7時～午前7時30分、午後6時30分～午後7時の保育を希望される場合、保育料や給食費とは別で延長料金がかかります。また園によって開所時間が異なりますので必ず開所時間をご確認の上、お申込みください。（P.16 参照）延長料金につきましてはP8をご覧ください。

6. 障がい・医療的ケアのある児童の入園について

① 障がい

保護者の方が働いている等条件は同じで、お子さんに障がいのある場合です。指定園制度ではなく必要に応じ、どの園でも3・4・5歳児で軽度から中度のお子さんを受け入れていますが、受け入れ人数は、統合保育が適切に実施できる範囲です。ご理解をお願いします。

重度のお子さんについては、よしいけ保育園と高浜南部保育園で4・5歳児のお子さんを各園2名、吉浜保育園で1名受け入れていますが、予め定員に受け入れ枠を設け受付します。ただし、入園の決定は、統合保育審査委員会にて協議・調整のうえ行います。

② 医療的ケア

保護者の方が働いている等条件は同じで、お子さんに医療的ケアの必要がある場合です。入園を希望される場合は、事前にこども育成Gへご相談ください。入園後に医療的ケアが必要になった場合は、市の取り扱いに従い対応させていただきます。

7. 入園期間について

原則として申込者からの希望の範囲で、小学校就学前までの「保育を必要とする」と見込まれる期間と

します。※1か月以上保育所を欠席する場合、原則退園となります。ご了承ください。

出産を理由とする場合は、出産予定日の2か月前の月初日から、出産日の2か月後の月末日までが入園期間となります。※出産要件後の求職活動は認められません。

なお、月1日付け入所かつ月末退園が原則のため、保育料は月額制です。

8. 入園の決定について

家庭の状況等を面接または調査して、保育が困難と認められる場合、その程度により入園を決定します。また、面接時のお子さんの様子や健康等の情報をもとに集団生活に適應できるか、個別の支援を必要とするかなどを検討します。個別の支援が必要と判断した場合は担任とは別にお子さんの育ちを支える職員がサポートしての保育となります。なお、個別支援を必要とするお子さんの入園について協議・調整のうえ、決定します。それぞれの家庭により保育を必要とする事情が異なると思いますが、限られた保育施設で運営しておりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

4月入園決定者には、令和9年1月下旬ごろに入園承諾書等を送付します。

【選考方法】 ※申込受付期間内に申込みをした者のみ

別紙「令和9年度4月高浜市指数判定基準」に基づき指数判定を行い、指数の高い方から決定し、同点となった場合は、同判定基準に基づき優先順位の高い方より決定します。

9. 面接について

申込み受付後、内定園にて面接を行います。

(家庭的保育・小規模保育はいきいき広場で面接を行います。)

面接場所・時間は、10月23日頃に文書で連絡いたします。

10. 保育料・給食費について

保育にかかる経費の一部を保育料として各家庭で負担していただきますが、「幼児教育・保育の無償化」に伴い、3・4・5歳児の保育料は無償となりました。ただし、給食費などは実費徴収されます。**給食費は、各園で金額が異なります。**なお、保育料・給食費はいずれも月額制です。

→P12 高浜市保育料月額表、P13 高浜市保育所給食費（主食費・副食費）徴収表をご参照ください。

		0・1・2歳児	3・4・5歳児
保育料		市町村民税の有無と所得割額に応じて決定	無償（全員）
給食費	主食費(ごはん等)	保育料に含まれている	実費徴収（全員）
	副食費(おかず等)		実費徴収 (ただし市町村民税所得割額により減免あり)

*保護者の会の会費、スポーツ振興センター共済掛金、行事費等は実費徴収されます。

(1) 保育料・給食費の算定について

0・1・2歳児の保育料は、児童の属する世帯の扶養義務者（父、母、または祖父母等）の市町村民税の所得割額及び課税の有無により算定します。3・4・5歳児の副食費減免も同様です。

- | |
|-----------------------------------------------------------|
| ① 児童の父母の市町村民税が課税されていれば、父母のみを保育料算定対象とし、祖父母は算定対象にはなりません。 |
| ② 児童の父母の市町村民税が非課税であれば、同居の祖父または祖母（家計の主事者となる）が保育料算定対象となります。 |

- ※ 保育料を算定する時の市町村民税の所得割額に、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金税額控除は適用されません。この場合は実際の市町村民税の所得割額と異なります。
- ※ 扶養義務者が指定都市の区域内で課税されている場合は、保育料を算定する時の市町村民税の所得割額は、高浜市での所得割額にみなし計算します。
- ※ 外国から帰国または入国された方で日本での課税がない場合は、外国及び日本での年間所得により相当する税額を類推算定し、保育料を決定します。

(2) 保育料・給食費算定の変更時期

変更時期は、毎年4月（学齢区分の見直し）と9月（税額等の見直し）です。

期（月） 算定基礎となるもの	令和9年4月～令和9年8月	令和9年9月～令和10年3月
市町村民税	令和8年度分（令和7年1月～12月分の所得にかかる市町村民税）	令和9年度分（令和8年1月～12月の所得にかかる市町村民税）

(3) 0・1・2歳児の保育料の軽減

① 第三子以降の場合

満18歳未満である児童を3人以上養育及び監護している世帯で、第三子以降の0・1・2歳児は保育料が無料になります。

② 第二子以降の場合

満18歳未満である児童を2人以上養育及び監護している世帯で、第二子以降の0・1・2歳児は保育料の減免が受けられる場合があります。詳しくは、P12を参照してください。

③ 2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園等に入所している場合

就学前児童のうち1人目は、全額保護者負担、2人目は半額、3人目以降は無料です。

④ 非課税世帯

保育料算定額（市町村民税）が非課税の世帯の保育料は無料です。

⑤ ひとり親世帯・障がい者世帯で、かつ市町村民税所得割額 77, 101円未満の場合

対象児童	保育料
☆兄・姉の年齢問わない	
第一子	高浜市保育料月額表の（ ）内の額
第二子	無料

- ※ 児童及び児童と同じ世帯で、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳又は、療育手帳を持っている方がいる場合は、手帳の写しを提出してください。軽減を受けられる場合があります。
- ※ ひとり親世帯の方は、ひとり親家庭状況申告書及び添付資料の提出してください。

⑥ 市町村民税所得割額 57,700円未満の世帯

対象児童 ☆兄・姉の年齢問わない	保育料
第一子	高浜市保育料月額表の保育料
第二子	高浜市保育料月額表の保育料の半額
第三子以降	無料

(4) 3・4・5歳児の副食費の減免

- ① 3人以上の就学前児童が保育園、幼稚園等に入所している場合
就学前児童のうち1人目と2人目は、全額実費徴収、3人目以降は徴収免除です。
- ② 非課税世帯
保育料算定額（市町村民税）が非課税の世帯の副食費は無料です。主食費のみ支払います。
- ③ ひとり親世帯・障がい者世帯かつ市町村民税所得割額 77,101円未満の場合

対象児童 ☆兄・姉の年齢問わない	副食費
第一子	徴収免除
第二子	(主食費のみ支払う)
第三子以降	

④ 市町村民税所得割額 57,700円未満の世帯

対象児童 ☆兄・姉の年齢問わない	副食費
第一子	徴収免除
第二子	(主食費のみ支払う)
第三子以降	

- ⑤ 認定こども園幼稚園機能の場合（P14 参照）※機能変更者ご注意ください
 - ・市町村民税所得割額 77,101円未満の世帯
 - ・幼稚園年少から小学校3年生までの範囲に3人以上養育及び監護している世帯で、第三子以降の児童

(5) 保育料とは別に必要となる料金

◎ 延長保育料（希望者）

- ① 午前7：00から午前7時30分間の利用 月額 1,300円
よしいけ保育園・吉浜保育園・吉浜さんさん保育園・たかはまこども園
 - ② 午後6：30から午後7時00分間の利用 月額 1,300円
中央保育園・よしいけ保育園・吉浜保育園・高浜南部保育園・ひかりこども園・翼幼保育園・高浜あおぞら保育園・吉浜さんさん保育園・たかとりこども園・たかはまこども園
- ※①と②の併せて利用する場合は、2,600円となります。

◎ その他の費用（参考）※行事費用などは、都度実費徴収されます。

園名	3・4・5歳		保護者の会 会費（全員） *月額	保険料（日本スポ ーツ振興センター） （全員） *年額
	主食費 （ごはん等） *月額	副食費 （おかず等） *月額		
吉浜保育園	¥650	¥5,200	¥250	¥240
高浜南部保育園	¥650	¥5,200	¥250	¥240
よしいけ保育園	¥650	¥5,200	¥250	¥240
吉浜北部保育園	¥650	¥5,200	¥250	¥240
中央保育園	¥650	¥5,200	¥250	¥240
ひかりこども園	¥900	¥5,000	¥150	¥240
吉浜さんさん保育園	¥650	¥4,700	¥250	¥240
高浜あおぞら保育園	—	—	¥250	¥240
翼幼保育園（保）	¥900	¥5,100	¥250	¥200
たかとりこども園（保）	¥900	¥5,100	¥250	¥200
たかはまこども園（保）	¥1,000	¥5,600	¥250	¥200
家庭的保育	—	—	—	個別設定
ぽんぽんマム	—	—	—	¥240
からんこえ	—	—	—	¥240
おひさま	—	—	—	¥240

※価格は、令和8年7月1日時点の参考価格です。物価変動等により、価格が変更になる可能性があります。

（6）保育用品について

園生活に必要な用品を購入していただきます。

（取扱店及び用品販売日等は、入園承諾書と一緒にお知らせします。）

※ 公立園：安全帽子・スモック・カバン・シューズは3・4・5歳児のみ必要です。

※ 民間園：よしいけ保育園・吉浜保育園・高浜南部保育園・中央保育園・高浜あおぞら保育園・吉浜さんさん保育園・翼幼保育園・たかとりこども園・ひかりこども園・たかはまこども園、小規模保育、家庭的保育は、別途設定

11. 申込み後に変更があった場合について

申込み後に次のような変更があった場合は、書類の再提出・変更をしていただく必要があります。こども育成グループまで必ず連絡してください。

- 住所が変わったとき
- 家族構成や家庭状況が変わったとき
- 保護者（父母等）全員の「保育を必要とする事由」が変わる場合、就労時間等の変更により「保育必要量」が変更となる場合（新たに就労証明書等の提出が必要です。）

オンライン申込み後、申込み内容の修正は申込み期間内にこども育成グループまでお越しください。

12. 入園後の注意事項

食物アレルギー対応について

公立園では、安全性を最優先するため、食物アレルギー対応が必要なお子さんには、アレルゲンを含む食品・料理は、一切提供しません。詳しい対応につきましては、園にご相談ください。

*民間園については、園によって対応が異なりますので、各園にご確認ください。

育児休業中の継続利用について

子どもの発達上の変化を考慮し、3歳児以上の集団生活の習得に向けて以下の条件を満たす在園児は、保育所を継続利用することができます。なお、保育所利用中の0・1歳児の母親（父親）が育児休業を取得され、「保育の必要性」が他にない場合は、退園していただきます。

学年	条件
2歳児 (9月1日以降に母が出産した場合に限る) ※出産日であって出産予定日ではありません	卒園までに出産前と同じ職場に復帰すること
3歳児・4歳児	
5歳児	出産前と同じ職場に復帰すること

※育児休業とは育児休業法に基づく場合を指します。ただし、育児・介護休業法に基づく育児休業の適用を受けられない自営業の方で、子どもが生まれた日から満1歳の誕生日の属する月末まで育児のために休んだ場合は、休んだ期間を育児休業とみなします(みなし育児休業)。

※いずれの学年でも、育児休業を要件として新規入園することはできません。

※育児休業から復職し、就労の要件で入園される方は、入園月に復職することが必須です。

※育休復帰日確認のため、就労証明書の提出が必要となります。在籍園へ提出してください。

※認定こども園（翼幼保園・たかとりこども園・たかはまこども園）の3・4・5歳児は、利用する施設の変更が生じないため、認定区分を1号認定（教育認定）に変更し、当該児童の利用時間は教育標準時間として施設利用を継続できます。

産後パパ育休制度の利用について

母親の産後2か月間に、児童（0・1・2歳児を含む）の父親が育児休業を2か月間取得する場合、母親の産後2か月間は在園可能です。

転園について

対象施設（※1）に在園児童のうち、2歳児クラスまでの施設（高浜あおぞら保育園・家庭的保育・小規模保育）に通園している2歳児や、きょうだいも別々の園に通っている児童は、希望により次年度4月から通園施設を変更する調整を8月に在籍している児童を対象に行っています。（※2）。

※1 対象施設・・・吉浜保育園・よしいけ保育園・高浜南部保育園・中央保育園・高浜あおぞら保育園・吉浜さんさん保育園・吉浜北部保育園・ひかりこども園・たかはまこども園・家庭的保育・小規模保育

⚠ 在園児の園の変更は、本転園調整のみで行います。しかし、翼幼保園・たかとりこども園への転園や、翼幼保園・たかとりこども園からその他の施設への転園はできません。

※2 転園希望調査は8月頃に実施し、「令和9年度4月高浜市指数判定基準」に基づき、令和9年度新規入園調整と同時に指数判定を行いますので、希望園に転園できない場合があります。結果については、新規入園申込みと同様に10月23日頃に郵送いたします。決定後は転園予定園にて面接を行います。

ならし保育について

家庭での保育から、保育園へ入園することによって、保護者も子どもも生活環境は大きく変化します。その負担を和らげるため「ならし保育」があります。

保育園での保育は、保育を必要とする要件がある場合に利用可能なため「ならし保育」は保育を必要とする要件には当てはまりません。そのため、期間や時間については、保育園と相談しながら行うことになります。「ならし保育」を希望される場合は、保育園にお申し出ください。

ならし保育の取扱いは下表のとおりです。なお、保育料は通常の入園と同じ取扱いになります（減免措置や日割り計算などはありません）。

復職日（就職日）	入園日	ならし期間	
1日	当月1日	なし	
2日～31日	当月1日	1日から4週間程度	高浜市では、保育所の入所は月初日を基本としており、「ならし保育」期間は設定していません。

公立幼稚園預かり保育について

高浜市内には、吉浜幼稚園と高浜南部幼稚園の2園の公立幼稚園があります。2園とも保育を必要とする要件がある園児は、預かり保育を利用することができます。預かり保育は長期休園日も利用できますので、公立幼稚園への入園もご検討ください。詳細はP22をご確認ください。

高 浜 市 保 育 料 月 額 表 (令 和 7 年 10 月 以 降)

保育料については下記の表のとおりです。保育料の決定は、市町村民税額(4月)から8月までは前年度分、9月以降は当年度分)に基づき行っています。

階層区分	各月初日の教育・保育給付認定保護者等の属する世帯の階層区分	月額			※いづれか低いもの	
		0歳児、1歳児、2歳児	3歳以上児	保育標準時間・保育短時間	負担軽減①	負担軽減②
A	生活保護法による被保護世帯(単独世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定帰国者の自立の支援に関する法律による支給給付を受けている者(単独世帯を含む)の属する世帯 里親(児童福祉法第6条の4)委託された児童がいる世帯(里親委託された児童に係る額のみ)	0円	0円	0円	ひむろ親世帯等、在宅障害児(者)がいる世帯 上記以外の世帯	負担軽減③
B	A階層を除き、当年度分の市税額の区別が右欄の区分に該当する世帯	(0円)	(0円)	(0円)	年制限なし 1人目の児童は10/10 2人目以降の児童は無料	負担軽減②
C	市町村民税均等割課税世帯	(0円)	(0円)	(0円)	年制限なし 1人目の児童は10/10 2人目以降の児童は無料	負担軽減②
D1-1	市町村民税均等割課税世帯 48,600円未満	(3,750円)	(3,700円)	(0円)	年制限なし 1人目の児童は10/10 2人目以降の児童は無料	満18歳未満の児童を2人以上養育及び監護している場合(注8)
D1-2	市町村民税均等割課税世帯 48,600円以上 57,700円未満	(4,800円)	(4,700円)	(0円)	年制限なし 1人目の児童は10/10 2人目以降の児童は無料	満18歳未満の児童を2人以上養育及び監護している場合(注8)
D2	市町村民税均等割課税世帯 57,700円以上 61,000円未満	(4,800円)	(4,700円)	(0円)	年制限なし 1人目の児童は10/10 2人目以降の児童は無料	満18歳未満の児童を2人以上養育及び監護している場合(注8)
D3-1	市町村民税均等割課税世帯 61,000円以上 72,000円未満	(5,400円)	(5,300円)	(0円)	年制限なし 1人目の児童は10/10 2人目以降の児童は無料	満18歳未満の児童を2人以上養育及び監護している場合(注8)
D3-2	市町村民税均等割課税世帯 72,000円以上 77,101円未満	(5,400円)	(5,300円)	(0円)	年制限なし 1人目の児童は10/10 2人目以降の児童は無料	満18歳未満の児童を2人以上養育及び監護している場合(注8)
D3-3	市町村民税均等割課税世帯 77,101円以上 97,000円未満	(5,400円)	(5,300円)	(0円)	年制限なし 1人目の児童は10/10 2人目以降の児童は無料	満18歳未満の児童を2人以上養育及び監護している場合(注8)
D4	市町村民税均等割課税世帯 97,000円以上 110,000円未満	(5,400円)	(5,300円)	(0円)	年制限なし 1人目の児童は10/10 2人目以降の児童は無料	満18歳未満の児童を2人以上養育及び監護している場合(注8)
D5	市町村民税均等割課税世帯 110,000円以上 141,000円未満	(5,850円)	(5,750円)	(0円)	年制限なし 1人目の児童は10/10 2人目以降の児童は無料	満18歳未満の児童を2人以上養育及び監護している場合(注8)
D6	市町村民税均等割課税世帯 141,000円以上 165,000円未満	(5,850円)	(5,750円)	(0円)	年制限なし 1人目の児童は10/10 2人目以降の児童は無料	満18歳未満の児童を2人以上養育及び監護している場合(注8)
D7-1	市町村民税均等割課税世帯 165,000円以上 200,000円未満	(5,850円)	(5,750円)	(0円)	年制限なし 1人目の児童は10/10 2人目以降の児童は無料	満18歳未満の児童を2人以上養育及び監護している場合(注8)
D7-2	市町村民税均等割課税世帯 200,000円以上 301,000円未満	(5,850円)	(5,750円)	(0円)	年制限なし 1人目の児童は10/10 2人目以降の児童は無料	満18歳未満の児童を2人以上養育及び監護している場合(注8)
D8	市町村民税均等割課税世帯 301,000円以上 340,000円未満	(5,850円)	(5,750円)	(0円)	年制限なし 1人目の児童は10/10 2人目以降の児童は無料	満18歳未満の児童を2人以上養育及び監護している場合(注8)
	市町村民税均等割課税世帯 340,000円以上	(5,850円)	(5,750円)	(0円)	年制限なし 1人目の児童は10/10 2人目以降の児童は無料	満18歳未満の児童を2人以上養育及び監護している場合(注8)

注1 この表における年齢は、当該年度の前年度の3月31日時点の満年齢とします。

注2 階層区分の認定は、B階層については子どもの保護者又は祖父(母)等家計主権者の市町村民税の均等割の額の合計と、C階層については子どもと保護者又は祖父(母)等家計主権者の市町村民税の所得割の額の合計額とします。所得割の額を計算する場合には、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除、配当控除や外国税額控除などは、適用しないものとします。この場合は実際の市町村民税所得割額とは異なります。

注3 保護者等が指定都市の区域内に住所有する者であるときは、当該保護者等を指定都市以外の市町村の区域内に住所有する者とみなして計算するものとする。

注4 この表の「ひむろ親世帯等、在宅障害児(者)がいる世帯」は下記に該当する場合をいいます。

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に0～5歳児を扶養しているもの世帯
- 次に掲げる在宅障害児の属する世帯
 - 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者、I 特別児童扶養手当の支給に属する法律(昭和39年法律第134号)に規定する特別児童扶養手当の支給対象児、又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に規定する国民年金の障害基礎年金の受給者
 - 生活保護法に規定する要保護者等特に困難している市長が認める者が居る世帯

注5 この表において「保育短時間」は、午前8時から午後4時まで(1日当たり8時間)に限り、保育料の認定は、(1)日当たり1.1時間までに限る。(2)保育料の認定をいいます。

注6 2人以上の就学前児童が幼稚園、特別支援学校の幼稚園、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園通所部に通い、在学し、若しくは在籍する場合、家庭的保育事業等による保育を受ける場合、児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受けられる場合

注7 満18歳未満の特定被保護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条に規定するものをいう。以下同じ。)が3人以上いる世帯の3人目の0歳児、1歳児、2歳児について、特定教育・保育施設等を利用して保育している場合、その3人目以降の額は0円とします。

注8 満18歳未満の特定被保護者等が2人以上いる世帯の2人目の0歳児、1歳児、2歳児について、特定教育・保育施設等を利用して保育している場合、その2人目は下記に該当する世帯、その3人目は負担軽減のいづれか低い額とします。

- C階層からD3～2階層までは0円とします。
- D3～3階層からD7～1階層までは、半額とします。

注9 延長保育を利用する場合は、0歳児～5歳児について、延長保育料(月額)1,300円(早期・夕方それぞれ)が別途必要になります。ただし、保育料月額表のA階層またはB階層の世帯は不要です。

高浜市保育所 給食費（主食費・副食費）徴収表

令和7年10月より適用

階層区分	認定区分	給食費徴収		副食費の負担軽減	
		0・1・2歳児 改正なし：保育料に主食代・副食費を含む	3・4・5歳児 主食費 副食費	母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯	左記に該当しない世帯
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び児童福祉法に規定する里親及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の促進に関する法律による支給給付受給世帯		【免除】	B階層、C階層、D1-1階層、D1-2階層、D2階層、D3-1階層の場合（注2） 年齢制限なし	B階層の場合 年齢制限なし 1人目は 新たに徴収免除 2人目以降の児童は 徴収免除
	市町村民税非課税世帯		【免除】 【免除】 【免除】 【免除】	1人目の児童は 新たに徴収免除 2人目以降の児童は 徴収免除	C階層、D1-1階層の場合 年齢制限なし 1人目は 新たに徴収免除 2人目は 新たに徴収免除 3人目以降の児童は 徴収免除
B	市町村民税均等割課税世帯		【徴収あり】 【徴収あり】 【徴収あり】 【徴収あり】		D1-2階層からD8階層の場合 2人以上の就学前児童が保育園、幼稚園又は認定こども園のほか下記（注1）の施設に入所又は利用している場合 就学前児童のうち 1人目は 10/10 2人目の児童は 10/10 3人目以降の児童は 無料
C	48,600円未満		【徴収あり】 【徴収あり】 【徴収あり】 【徴収あり】		
D1-1	48,600円以上 57,700円未満		【徴収あり】 【徴収あり】 【徴収あり】 【徴収あり】		
D1-2	57,700円以上 61,000円未満		【徴収あり】 【徴収あり】 【徴収あり】 【徴収あり】		
D2	61,000円以上 72,000円未満		【徴収あり】 【徴収あり】 【徴収あり】 【徴収あり】		
D3-1	72,000円以上 77,101円未満		【徴収あり】 【徴収あり】 【徴収あり】 【徴収あり】		
D3-2	77,101円以上97,000円未満		【徴収あり】 【徴収あり】 【徴収あり】 【徴収あり】		
D3-3	97,000円以上110,000円未満		【徴収あり】 【徴収あり】 【徴収あり】 【徴収あり】		
D4	110,000円以上141,000円未満		【徴収あり】 【徴収あり】 【徴収あり】 【徴収あり】		
D5	141,000円以上165,000円未満		【徴収あり】 【徴収あり】 【徴収あり】 【徴収あり】		
D6	165,000円以上200,000円未満		【徴収あり】 【徴収あり】 【徴収あり】 【徴収あり】		
D7-1	200,000円以上301,000円未満		【徴収あり】 【徴収あり】 【徴収あり】 【徴収あり】		
D7-2	301,000円以上340,000円未満		【徴収あり】 【徴収あり】 【徴収あり】 【徴収あり】		
D8	340,000円以上		【徴収あり】 【徴収あり】 【徴収あり】 【徴収あり】		

(注1) 2人以上の就学前児童が幼稚園、特別支援学校の幼稚園、保育所、情報障害児短期治療施設若しくは認定こども園通所部に通い、在学し、若しくは在籍する場合、家庭的保育事業等による保育を受ける場合。児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受ける場合

(注2) 母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯で、B階層、C階層、D1-1階層、D1-2階層、D2階層またはD3-1階層の場合は、（ ）の副食費となります。

(注3) この表のB階層、C階層、D1-1階層～D8階層における「当年度分」については、4月から8月までは、「前年度分」と読み替えるものとします。

(注4) 保育料を算定する時の市民税所得割額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除が適用されません。この場合は実際の市民税所得割額と異なります。

(注5) この表の市民税所得割額の額は、保護者等が指定都市の区域外に住所を有するものであるときは、高浜市に住所を有するものとみなし計算します。

※価格高騰のため給食費が変動する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

高浜市教育認定（1号）利用者負担額月額表

令和元年10月分より適用

階層区分	認定区分	利用者負担額月額 (単位：円)	負担軽減	
			母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯	左記に該当しない世帯
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の促進に関する法律による支援給付受給世帯	0【無償化】	第2階層、第3階層の場合 (注1) 年齢制限なし 1人目の児童は10/10 2人目以降の児童は無料	第2階層の場合 年齢制限なし 1人目は10/10 2人目以降の児童は無料
		0【無償化】 0【無償化】		
第2	市町村民税非課税世帯若しくは市町村民税所得割非課税世帯又は支給認定保護者が養育里親等に該当する世帯	0【無償化】 0【無償化】	年齢制限なし 1人目は10/10 2人目以降の児童は無料	第3階層の場合 年齢制限なし 1人目は10/10 2人目の児童は5/10 3人目以降の児童は無料
		0【無償化】 0【無償化】		
第3	第1階層を除き、当年度分の市民税所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	0【無償化】 0【無償化】	年齢制限なし 1人目は10/10 2人目の児童は5/10 3人目以降の児童は無料	第4階層、第5階層の場合 幼稚園年少から小学校3年生までの範囲に2人以上いる場合 1人目は10/10 2人目の児童は5/10 3人目以降の児童は無料
		0【無償化】 0【無償化】		
第4	77,101円以上 211,200円以下	0【無償化】	年齢制限なし 1人目は10/10 2人目の児童は5/10 3人目以降の児童は無料	第4階層、第5階層の場合 幼稚園年少から小学校3年生までの範囲に2人以上いる場合 1人目は10/10 2人目の児童は5/10 3人目以降の児童は無料
		0【無償化】		
第5	211,201円以上	0【無償化】	年齢制限なし 1人目は10/10 2人目の児童は5/10 3人目以降の児童は無料	第4階層、第5階層の場合 幼稚園年少から小学校3年生までの範囲に2人以上いる場合 1人目は10/10 2人目の児童は5/10 3人目以降の児童は無料
		0【無償化】		

(注1) 母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯で、第2階層、第3階層の場合は、()の保育料となります。

(注2) この表の第2階層～第5階層における「当年度分」については、4月から8月までは、「前年度分」と読み替えるものとする。

(注3) 保育料を算定する時の市民税所得割額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除が適用されません。この場合は実際の市民税所得割額と異なります。

(注4) この表の市民税所得割額の額は、保護者等が指定都市の区域内に住所を有するものときは、高浜市に住所を有するものとみなし計算します。

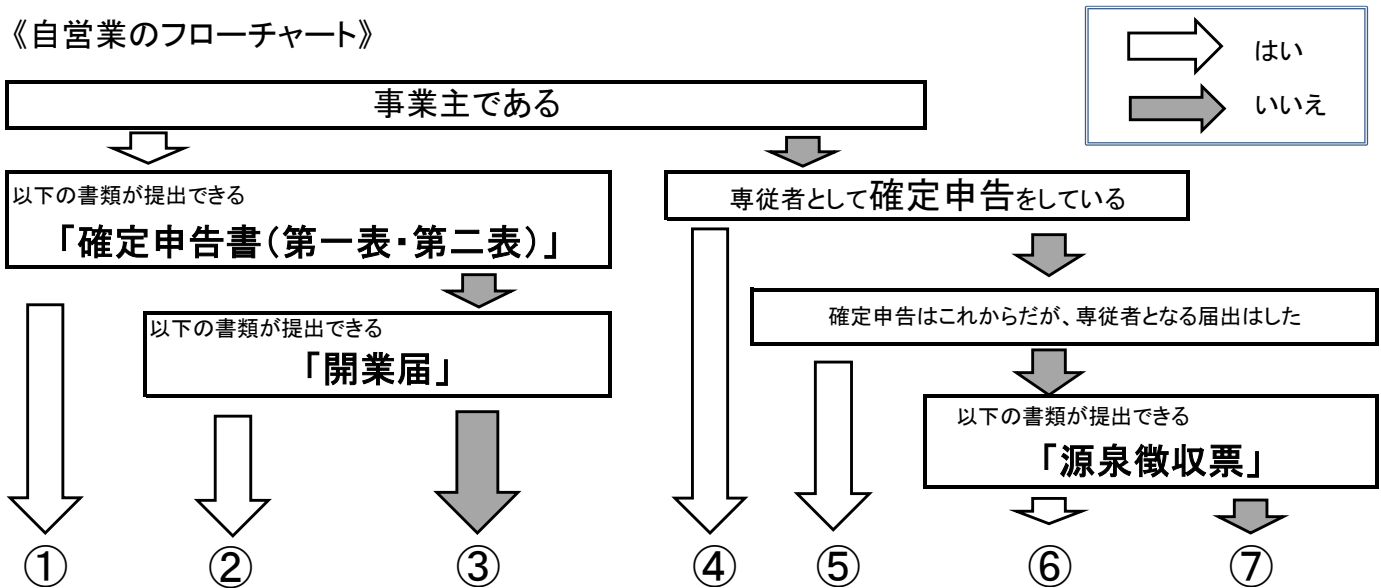
自営業を証明する添付書類

就労要件(自営業)で保育を必要とする方は、保育認定(変更)申請時や現況届時に提出する書類は就労証明書に加え、**自営業を証明するための添付書類が必要です。**

以下のフローチャートに従い、該当する必要書類を揃えてください。

※自営業とは保護者や祖父母が「法人格のない事業主である」または「事業主が親族である法人格のない会社等で働く」場合を指します。

《自営業のフローチャート》



該当する番号の就労証明書の記入方法及び必要書類を下記のとおりご確認ください。

【注意】②、③、⑤、⑦は、開業・就業後1年未満の方のみ選択できます。2年目以降の方は、確定申告・源泉徴収票を提出してください。

	就労証明書を記入・証明する人	添付書類(いずれの書類も写しで構いません)	現況届等の提出書類 ※
①	事業主(本人)	「確定申告書(第一表・第二表)」※ 税務署長宛の申告書のみ 原則、前年度実施のもの(直近)	「確定申告書(第一表・第二表)」 ※ 税務署長宛の申告書のみ
②		開業・就業後1年未満の方のみ 「開業届」 および 業務の実績や収入(給与支払報告書)、取引状況等就労の事実が分かる書類(☆) ☆ 事業実績がない場合は、3か月後に実績(直近 1か月分)提出してください。	
③		開業・就業後1年未満の方のみ 事業内容がわかる書類 および 業務の実績や収入(給与支払報告書)、取引状況等就労の事実が分かる書類(☆) ☆ 事業実績がない場合は、3か月後に実績(直近 1か月分)提出してください。	
④	事業主	「確定申告書(第一表・第二表)」※ 税務署長宛の申告書のみ 原則、前年度実施のもの(直近)で 専従者氏名の記載があるもの	「源泉徴収票」
⑤		開業・就業後1年未満の方のみ 「(事業主の)青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書」 および 業務の実績や収入(給与支払報告書)、取引状況等就労の事実が分かる書類(☆) ☆ 事業実績がない場合は、3か月後に実績(直近 1か月分)提出してください。	
⑦		開業・就業後1年未満の方のみ 業務の実績や収入(給与支払報告書)、取引状況等就労の事実が分かる書類(☆) ☆ 事業実績がない場合は、3か月後に実績(直近 1か月分)提出してください。	
⑥		「源泉徴収票」 就労証明書に記載された事業主が発行した給与に関するもの	

※ 開業もしくは就業後1年を経過した場合、必ず提出していただく書類です。確認がとれない場合、保育要件として認めることができません。

◆高浜市内保育所等のご案内◆

各保育所等の対象児童および保育時間

各保育所によって保育時間が異なりますので、場所や送迎に必要な時間等を確認した上で、希望園を決定してください。

公私	園名	対象児童	保育時間	住所	TEL
保育園					
公立	吉浜北部保育園	1～5歳児・障がい児	7:30～18:00	八幡町 4-8-4	52-3411
私立	中央保育園	0～5歳児・障がい児	7:30～19:00	稗田町 2-3-7	53-0879
私立	高浜南部保育園	0～5歳児・障がい児	7:30～19:00	田戸町 3-5-26	54-0281
私立	よしいけ保育園	0～5歳児・障がい児	7:00～19:00	湯山町 4-7-13	53-2100
私立	吉浜保育園	0～5歳児・障がい児	7:00～19:00	呉竹町 3-8-20	53-1720
私立	ひかりこども園	0～5歳児・障がい児	7:30～19:00	清水町 6-6-37	70-7720
私立	吉浜さんさん保育園	0～5歳児・障がい児	7:00～19:00	屋敷町 1-6-6	54-5633
私立	高浜あおぞら保育園	0～2歳児	7:30～19:00	青木町 8-1-20	53-1050
認定こども園（保育園機能）					
私立	翼幼保育園	0～5歳児・障がい児	7:30～19:00	神明町 2-8-2	95-5055
私立	たかとりこども園	0～5歳児・障がい児	7:30～19:00	向山町 2-1-15	52-4839
私立	たかはまこども園	1～5歳児・障がい児	7:00～19:00	青木町 6-1-94	53-1719
地域型保育所（家庭的保育・小規模保育）					
私立	となりのおばちゃん	0～2歳児（定員5名）	8:00～18:00	八幡町 5-3-14	57-7639
私立	こっこママ	0～2歳児（定員5名）	8:00～18:00	呉竹町 5-3-5	55-7911
私立	あいあい	0～2歳児（定員5名）	8:00～18:00	青木町 3-5-15	57-1802
公立	ぼんぼんママ	1・2歳児（定員15名）	8:00～18:00	屋敷町 5-9-2 吉浜幼稚園内	080-3128-5403
私立	からんこえ	0～2歳児（定員12名）	8:00～18:00	小池町 5-3-20	45-7090
私立	おひさま	1・2歳児（定員12名）	8:00～18:00	春日町 5-165 いきいき広場3階内	52-9881

*保育短時間認定の保育時間は、8:00～16:00 *クラス別保育は、8:30～です。

*保育標準時間認定は、保育短時間設定を超える保育利用する場合、認定します。

*休日（日・祝）に保育が必要な方は、よしいけ保育園で保育します。（別紙「休日保育について」参照）

*家庭的保育所…となりのおばちゃん、こっこママ、あいあい

*小規模保育所…ぼんぼんママ、からんこえ、おひさま

*土曜日は、おひさまは中央保育園もしくは南部保育園、高浜あおぞら保育園はたかはまこども園、ぼんぼんママは吉浜北部保育園にて保育します。



*地域型保育所の土曜保育は、お弁当持参です。おやつは用意します。からんこえ・おひさま・ぼんぼんママは給食です。

保育の1日の流れ、主な行事につきましては各園のパンフレットをご覧ください。



一時的保育事業案内

令和9年度

実施園	高浜南部保育園	よしいけ保育園
実施目的	高浜市に住民票があり、仕事を頼まれた時、急に病院に行く時、冠婚葬祭の時、趣味に打ち込みたい時、お疲れの時など一時的にお子さんを保育します。	
保育内容	通常の保育活動（生活と遊び）	
保育日数	1か月に14日以内	
対象児童	生後6か月以上で就学前のお子さん	
利用可能日	月曜日から土曜日 ※祝日及び12月29日から1月3日を除く ●月曜日から金曜日：非定型・緊急・私的 ●土曜日：緊急	
保育時間	1日 8時間以内（原則） ●非定型 午前8時00分から午後6時30分（原則8時間以内） ●緊急 午前8時00分から午後6時30分（原則8時間以内） 午前8時30分から午後0時30分（土曜日：4時間） ●私的 午前8時30分から午後4時30分（8時間以内） ※利用理由（非定型・緊急・私的）により利用可能時間が異なります。 ※非定型・緊急は必要に応じて午後6時30分までお預かりしますが、午後6時を超える利用の場合は、別途延長利用料金が必要ですので、ご相談ください。	
利用料	0・1・2歳児 1日…3, 600円 3歳児 1日…1, 700円 4・5歳児 1日…1, 500円 ※4時間以内の利用は半額になります。	
延長利用料	0・1・2歳児 1日…1, 300円 3歳児 1日… 600円 4・5歳児 1日… 500円	
申込み・問い合わせ先	高浜南部保育園 54-0281	よしいけ保育園 53-2100
利用手順	① 利用登録を行う（各園で申請ください） ② 利用希望する日を予約する（各園にお問い合わせください）	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 一時的保育利用登録は、どちらか一方の園でのみ受け付けます。重複利用はできませんので、ご注意ください。 就労等の要件により、利用料が無償になることがあります。 土曜日は、利用理由が緊急と認められた場合に限り、午前8時30分から午後0時30分までお預かりします。 他市町村在住で高浜市に里帰り出産等の為、一時的に滞在する方は利用可能です。 	

※状況に応じて、各園もしくはこども育成グループがご相談にのらせていただきますので、お声掛けください。

休日保育について

対 象 児	<p>保護者の就労を理由に市内の保育園・家庭的保育・小規模保育に入園（所）している児童で、次のいずれにも該当する児童</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の就労が日曜日または祝日にもあり、家庭での保育が困難であると認められる児童 ・利用月の初日に、満1歳の誕生日を迎えている児童 <p>※園の状況やお子さんの状態（離乳食の状況等）により受け入れ出来ない場合があります。</p>
事 業 内 容	<p>【実施場所】：よしいけ保育園（Tel 53-2100）</p> <p>【実施日】：毎週日曜日・祝日（年末年始は除く）</p> <p>【開所時間】：8時から17時30分まで</p> <p>【定 員】：概ね20人程度</p>
保護者負担	<p>休日保育を利用した場合は、その代わりとして必ず就労の週休日には、在籍施設を欠席していただきます。そのため、保育料はいただきません。</p> <p>【昼 食】：よしいけ保育園の給食 ※食物アレルギーのある場合は、お弁当及びおやつ持参となります。</p> <p>【送 迎】：実施保育園まで、送迎が必要です。</p> <p>【持ち物】：通常各保育施設に持っていくもの（布団・着替え等）</p>
申 込 先	<ul style="list-style-type: none"> ・在籍施設
申 請 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・休日保育利用・中止申込書 ・休日保育出欠予定表 ・日曜日・祝日就労状況証明書（父・母ともに）
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・年度途中からの申込みや利用理由が消滅した場合は、速やかに在籍施設へ申し出てください。利用前月8日までが申込締め切りです。 ・実施園から在籍施設に、保育に必要な情報を問い合わせることがあります。

【問い合わせ先】 在籍施設又は、高浜市こども育成グループ
 （いきいき広場3階）Tel 95-9563
 平日：9時00分～16時00分

『教育・保育給付認定申請』のお知らせ

～ 子ども・子育て支援新制度～



1. 子ども・子育て支援新制度について

(1) 子ども・子育て支援新制度とは

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援について、量の拡充や質の向上を進めていくための制度です。

(2) 『教育・保育給付認定申請』について

「子ども・子育て支援新制度」では、給付制度が導入されています。これは給付の対象となる幼稚園や保育園、認定こども園、家庭的保育、小規模保育などの施設を利用した場合に、その費用に関して公費から給付を受けられることとなります。そのため、これらの給付施設等の利用を希望する方は、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。なお、認定は次の3区分です。

※新制度に移行されない私立幼稚園を利用される場合は、教育・保育給付認定を受ける必要はありません。

【教育・保育給付認定の区分】

認定区分	対象者	主な利用先
1号認定 【教育認定】	3歳以上のお子さん で、保育を必要とせず、教育を希望する方 例) 3歳以上で、両親のどちらかが専業主婦(夫)の場合など、お子さんがご家庭での保育を受けることができる場合	幼稚園、認定こども園の幼稚園
2号認定 【保育認定】	3歳以上のお子さん で、保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい方 例) 3歳以上で、両親が共働き(もしくはひとり親で働いている)や病気などの世帯で、ご家庭でお子さんを保育することが難しい場合	保育園、認定こども園の保育園
3号認定 【保育認定】	3歳未満のお子さん で、保護者の就労や病気などの理由で、家庭において必要な保育を受けることが難しい方 例) 3歳未満で、両親が共働き(もしくはひとり親で働いている)や病気などの世帯で、ご家庭でお子さんを保育することが難しい場合	保育園、認定こども園の保育園、小規模保育、家庭的保育

※ 2号認定、3号認定は、保護者の就労など保育が必要な時間によって保育園の利用時間が決まります。

- ・ **保育短時間** …保育短時間設定時間内(午前8時から午後4時まで)での利用
【事由: 就労のほか、疾病・障がい、求職活動中の者など】
- ・ **保育標準時間** …保育短時間設定時間を超える保育を利用

保育の必要量(保育時間)は、就労等の事由で保護者が保育することができない時間となります。したがって、保護者の私的な理由での保育の利用はできません。

(3) 認定期間について

認定期間は原則として申込者からの希望の範囲で、小学校就学前までの「保育を必要とする」と見込まれる期間とします。

* 出産を理由とする場合は、出産予定日の2か月前の月初日から、出産日の2か月後の月末日までが認定期間、求職活動を理由とする場合は入園後2か月間が認定となります。【ご注意ください!】

(4) 『教育・保育給付認定申請』の対象者

高浜市に住民登録している方、または、転入予定の方で、幼稚園、保育園、認定こども園、家庭的保育、小規模保育など、給付対象の施設の利用を希望する児童の全員が対象です。

なお、認定は、有効期間内において、「保育を必要とする事由」が変わる場合、就労時間の変更により「保育の必要量」が変更となる場合など、教育・保育給付認定を変更する場合は、変更の申請が必要になります。

※申込み後に次のような変更があった場合は、必要に応じて書類の再提出・変更をしていただく必要があります。こども育成グループまで必ず連絡してください。

- 住所が変わったとき
- 家族構成や家庭状況が変わったとき
- 保護者（父母）の「保育を必要とする事由」が変わる場合、就労時間等の変更により「保育必要量」が変更となる場合（新たに就労証明書等を提出していただく必要があります。）

□お問い合わせ先： 高浜市こども未来部こども育成グループ（いきいき広場3階）

TEL：0566-95-9562 平日：9時00分～16時00分



就 労 等 預 かり 保 育 の ご 案 内

令和 8 年 7 月現在

保育内容	3・4・5歳児の混合学級により保育		
申込みの要件	保護者の方の就労・出産・傷病・事故・入院等により、保育を必要とする園児		
実施園	実施日	時間	昼 食・おやつ
高 浜 南 部 幼 稚 園	開園日	教育終了後～午後 4 時 30 分	【おやつ】 500 円/月※15 時以降利用者のみ 【昼 食】 給食のない日：弁当持参
	長期休園日 (夏季・冬季・春季)	午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分	【おやつ】 500 円/月※15 時以降利用者のみ 【昼 食】 弁当持参
	* 土・日・祝日・園代休日・12月29日～1月3日を除く		
吉 浜 幼 稚 園	開園日	午前 8 時 00 分～午前 8 時 30 分 教育終了後～午後 6 時 00 分	【おやつ】 500 円/月※15 時以降利用者のみ 【昼 食】 給食のない日：弁当提供 420 円程度/食
	土曜日 長期休園日 (夏季・冬季・春季) 代休日	午前 8 時 00 分～午後 6 時 00 分	【おやつ】 開園日同様 【昼 食】 土曜日：弁当持参 代休日・長期休園日： 弁当提供 420 円程度/食
	* 日・祝日・12月29日～1月3日を除く		
利用料	無償 <u>「保育の必要性」の認定が必要</u>		

※物価上昇によりおやつ代・弁当代等は変動する場合があります。

こども誰でも通園制度(ご案内)

令和9年度

令和8年4月よりこども誰でも通園制度が吉浜幼稚園内でスタートしました。
詳細は高浜市ホームページで案内しますのでご確認ください。

実施目的	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する通園制度です。
対象児童	保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満
利用方法	週1回(月4回)固定曜日と固定時間で利用する、定期利用です (例:5月は、毎週木曜日の午前(9:00~11:30)を利用)
利用時間	月10時間(2.5時間×4回間)以内
保育時間	① 午前9時00分から午前11時30分(2.5時間) ② 午後1時00分から午後3時30分(2.5時間)
利用料	1回750円 (条件により減免される場合もあります。詳細は高浜市HPでご確認ください)
実施場所	吉浜幼稚園内 『はぐはぐルーム』
利用人数	●午前 5人まで ●午後 5人まで
問い合わせ先	はぐはぐルーム(施設の利用について) 080-4595-9305 こども育成グループ(認定について) 0566-95-9562 (平日:9時00分~16時00分まで)
利用手順	① 利用者による申請 ② 高浜市による認定 ③ 決定通知受理 ④ 事前面談予約 ⑤ 事前面接 ⑥ 施設の予約(利用月前月1日から受付) ⑦ 施設の利用 ※手続きは原則ウェブにて行います。申請は上記二次元コードより



一時預かりとの違い

一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。



病後児保育について（ご案内）

1. 利用できる人

次のすべてにあてはまる人です。

- (1) 市内に住んでいる
- (2) 生後6か月以上小学校3年生以下の児童である
- (3) 病気回復期にあり通園・通学等が困難である
- (4) 保護者の勤務等の都合により家庭で保育を受けることが困難である



2. 定員

1日 2名まで



3. 利用登録

- (1) できるだけ事前登録をお願いします。
(申し込みと同時の登録もできます)
- (2) 受付時間 9時00分～16時00分（土日祝除く）

4. 利用申込み

- (1) 予約受付時間 9時00分～15時00分（土日祝除く）
*原則予約制ですので、前日の15時までにご予約ください。
- (2) かかりつけ医などを受診し、病後児保育を利用できるかどうか医師に確認してください。
利用できる場合は【医師連絡票】を医師に書いてもらいます。（市内の病院は300円かかります）
*感染するおそれのあるお子さんや、病気になったばかりのお子さん（急性期）はお預かりすることはできません。
- (3) 病後児保育利用申込書と医師連絡票、保護者連絡票を前日又は当日にこども育成グループへ提出してください。また、薬を与える必要がある時は与薬依頼票も提出してください。

5. 実施場所

いきいき広場3階（高浜市春日町五丁目165番地）

6. 実施日等

月曜日から金曜日の9時00分から16時00分まで
（祝日および年末年始は除く）



7. 利用料

1日 2,000円

次の方は利用料が減免になります。

- (1) 生活保護法による被保護世帯、市民税非課税世帯は無料になります。
- (2) (1)を除く所得税非課税世帯は半額(1,000円)になります。
- (3) 就労等の要件により、利用料が無償化になることがあります。

7. 食事

昼食はお弁当(ミルクを含む)を持参してください。

8. 利用時に必要な持ち物

3歳児未満(0(6か月)・1・2歳児)	3歳児以上(小学校3年生まで)
弁当 哺乳瓶(必要児のみ) 着替え 着脱のしやすいもの 2~3枚 オムツ 10組 オムツカバー 3枚(必要児のみ) エプロン 3枚 おしぼりタオル 3枚 ポリ袋(汚れもの入れ用) 2枚 くすり バスタオル 1枚	弁当 着替え 着脱のしやすいもの 2~3枚 おしぼりタオル 1枚 ポリ袋(汚れもの入れ用) 2枚 くすり バスタオル 1枚

□持ち物には必ず名前を書いておいてください。

また、好きなおもちゃや絵本、DVDなどがあればお持ちください。

9. その他

- (1) 予約を取り消したり、入室時間が遅れたりする時などは、早急に連絡してください。
- (2) 連絡用紙等は明確に記入してください。(家庭での状態、与薬時間など)

10. 申込み先

高浜市いきいき広場 こども育成グループ

電話 0566-95-9563(平日:9時00分~16時00分)

○高浜市内 支援センターのご紹介○

〔主な内容〕子育て相談、親子遊び、子育て講座など（各施設によって異なりますのでご確認ください。）

<p>高浜市いちごプラザ </p> <p>子育て中の親子が集う場。 いつ来て、いつ帰って頂いてもけっこうですよ。</p> <p>〔開園日・時間〕 月～土（祝日含む） 10：00～16：00 〔問合せ先〕 高浜市いちごプラザ TEL 52-5232</p> <p>※詳細は、いちごプラザHP等をご覧ください。</p>	<p>子育て支援センター あっぼ</p> <p>「あっぼ」が健やかな育児をサポートし、 地域の子育てを応援します。 </p> <p>〔開園日・時間〕 月～金（祝日休み） 9：00～15：00 相談 月～金（祝日休み） 9：00～15：00 〔問合せ先〕 子育て支援センターあっぼ TEL 56-2725</p> <p>※詳しくは、おたより「にし」をご覧ください。</p>
<p>よしいけ保育園子育て支援センター</p> <p>「はっぴー」 </p> <p>「子育て」楽しくみんなでしましょう!! 「はっぴー」に来れば仲間ができるはず!</p> <p>〔開園日・時間〕 フリールーム 月～金9：00～11：30（祝日休み） 育児相談 月～金9：00～15：00（祝日休み） 〔問合せ先〕 子育て支援センター「はっぴー」よしいけ保育園 TEL 53-5141</p> <p>※詳しくは、『四つ葉だより』をご覧ください。</p>	<p>翼幼保育園子育て支援センター</p> <p>ひなたぼっこ</p> <p>子育て支援センターでは、親子の触れ合いや 友だち作りのお手伝いをしています。</p> <p>〔開園日・時間〕 月～金（祝日休み） 9：00～16：00 〔問合せ先〕 翼幼保育園子育て支援センター ひなたぼっこ TEL 95-5055</p> <p>※詳しくは、おたより『ひなたぼっこ』をご覧ください。</p>
<p>ひかりこども園子育て支援センター</p> <p>お子様が元気に育ち安心して子育てができるよ うにひかりこども園が子育てを応援します。</p> <p>〔開園日・時間〕 月～金（祝日休み） 9：00～15：00 〔問合せ先〕 ひかりこども園子育て支援センター TEL 70-7501</p> <p>※詳しくは、子育てだより「キラキラ」をご覧ください。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 20px;"> <p>* 詳細はホームページをご覧ください。 * ホームページについては別紙「高浜市子育て支援ネットワーク」・「高浜市子育て支援LINE」にてご案内しています。</p> </div> 

『高浜市子育て支援ネットワーク』

子育て支援施設、保育園・幼稚園・小学校・中学校、病院・公園や子育てに関するお悩みの相談先などを掲載しています。そのほか、子育て支援施設の月間行事予定なども閲覧できます！

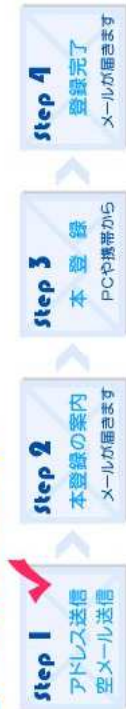
高浜市子育て支援ネットワークのURL

<http://www.takahamashi.com/> (PC版)

<http://www.takahamashi.com/sp/> (スマートフォン版)

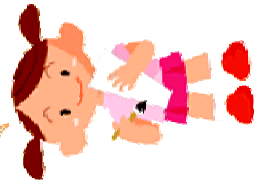


メールマガジン登録の流れ



空メール送信から登録・解除できます

行事やニュースのお知らせがメールで届きます。



年齢別に3種類のメールマガジンを配信中！

行事や子育て支援に関するお知らせがメールで届きます。

親子で参加できる行事のお知らせもあります！

子育て支援ネットワークのポータルサイトから登録できます。

【問合せ先】
高浜市役所 こども育成グループ ☎95-9565
(平日：9時00分～16時00分)

『高浜市子育て支援LINE』

子育て世帯に向けて、高浜市の子育て支援情報を発信しています。以下の二次元コードから登録できます。



【掲載情報】

- ・各支援センターの行事予定
- ・市内の公園、病院の情報
- ・いちごプラザのイベントのお知らせ
- ・市内の子育てに関する相談先の紹介
- ・市内のイベント情報 等

ほかにも・・・

LINEからいちごプラザの行事の予約ができます！

また、個別の子育て・育児相談を受け付けています。



『高浜市子育て情報オープンチャット』

子育て世代の方々同士が、子育てに関する不安や相談事を共有できるオープンチャットを開催しています。



高浜市内の子育て世代の方が気軽に情報交換・相談ができる場となっています。

(例) おすすめのお出かけ先を教えてください！



【運営（問い合わせ先）】

NPO 法人 ふれ愛・ぽーと

高浜市いちごプラザ（沢渡町） ☎52-5232